

米国特許法第 101 条に関する最新の CAFC 判決

2014年04月21日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

コンピュータ関連発明に係るプロセスが特許可能な発明主題と認定されるためには、当該プロセスがコンピュータの外部において物理的変形を生じさせるものであるか、あるいは当該プロセスが単なる抽象的な概念ではなく技術上の”practical application”（実用的な応用または実用的な用途）に限定されている必要があります。なお、物理的変形を生じさせる工程は、コンピュータ内の処理に続く工程に起因する物理的動作であってもよく、また、コンピュータ外において計測された物理的対象や活動をデータに変換する工程であってもよいとされています。

“practical application”に関するいかなる限定も含まない、単なる抽象的な概念の操作のみから構成されるプロセスは、特許可能な発明主題ではないと認定されます。クレーム発明が、抽象的な概念の”practical application”に関する限定を含むかどうかを決定するためには、出願当初明細書の記載に基づいて、クレーム全体として解析されなければなりません。この際、用途または使用分野を示す記述、データ収集の動作、後続する動作等が判断される必要があります、或る技術分野における”practical application”に関する限定の記載をクレーム発明が欠いている場合に限り、米国特許法第 101 条を充足していないと認定されます。

2013年12月6日、コンピュータ関連発明に係る事件であるALICE CORPORATION PTY. LTD. V. CLS BANK INTERNATIONAL, ET AL.に関し、連邦最高裁判所が裁量上訴を認めました。^{*1} このような状況下で、米国特許法第101条に関するCAFC判決（SMARTGENE, INC. v. ADVANCED BIOLOGICAL LAB, Fed. Cir. January 24, 2014, Appeal No. 2013-1186）が下されました。^{*2}

【全5頁】

^{*1} ALICE CORPORATION PTY. LTD. V. CLS BANK INTERNATIONAL, ET AL., Docket No. 13-298 (Supreme Court 2013)

^{*2} LINK: <http://www.cafc.uscourts.gov/images/stories/opinions-orders/13-1186.Opinion.1-22-2014.1.PDF>

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、
下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.